

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	米子市無線放送施設更新工事（第2期）監理業務
業務場所	米子市大崎2275番144ほか
履行期間	契約の締結の日から平成30年3月30日まで
業務内容	米子市無線放送施設更新工事（第2期）に伴う監理業務 ※詳細については、別に定める仕様書のとおり
最低制限価格	予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次の計算式により算出された額とし、これを下回る価格で入札があった場合は、当該入札をした者は、落札者となることができないものとする。 (直接人件費+直接経費+その他原価×9/10+一般管理費等×4.5/10)×1.08 ※直接人件費、直接経費、その他原価に10分の9を乗じて得た価格及び一般管理費等に10分の4.5を乗じて得た価格の合計額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
契約保証金	免除
前払金	請負代金の10分の3以内
部分払	無

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、単独企業で、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を全て満たす法人とする。

業務実績	単独又は共同企業体の代表者として、防災行政無線のデジタル化を目的とした整備に係る監理業務を受託し、平成29年3月31日までに完了した実績を有すること。
配置技術者	本件業務に、次に掲げる要件の全てを満たす者を管理技術者として配置することができる。 (1) 技術士（電気電子部門）、RCCM（電気電子）又は第1級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有すること。この場合において、第1級陸上特殊無線技士の資格を有する者にあっては、3年以上の実務経験を有すること。 (2) 申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込みの日の3か月以上前から継続しているものをいう。）にあること。
指名停止	入札参加申込みの時点において、米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会

	社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる徴収金の滞納がないこと。</p> <p>ア 市税その他の本市の徴収金 イ 消費税及び地方消費税</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。</p>

3 設計図書に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部入札契約課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面（様式第6号）をファクシミリで送付のこと。
受付期間	平成29年9月1日（金）から同月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで。
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はない。

4 入札参加申込みの期限等

申込期限	平成29年9月15日（金）午後4時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5365
提出書類	<p>次の書類を、記載要領に基づき各1部ずつ作成し、提出すること。</p> <p>(1) 入札参加申込書（様式第1号） (2) 業務実績調書（様式第2号） (3) 配置予定技術者調書（様式第3号） (4) 消費税及び地方消費税の納税証明書（申込日前1年間に法定納期限の到来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、申込日前3か月以内に発行されたものに限る。） (5) 市税等同意書兼誓約書（様式第4号） (6) 役員等調書兼照会承諾書（様式第5号）</p> <p>※(4)、(5)及び(6)に掲げる書類については、平成29年度及び平成30年度米子市測量等業務入札参加資格有資格者として登録されている場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。</p>

	<p>※郵送の場合も、平成29年9月15日（金）必着のこと。</p> <p>※提出書類様式の電子データ（ワード形式）の交付を希望する者は、総務部 入札契約課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）宛てに、業務名を明記の上、件 名に「提出書類様式希望」と記載した電子メールを送信すること。</p>
入札参加資格 確認通知書	<p>平成29年9月21日（木）に、入札参加申込者に対し、ファクシミリにより入札参加資格確認通知書を送信の予定。</p> <p>なお、次のいずれかの要件に該当するときは、参加できないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札参加資格者としての条件を満たさないとき。 (2) 市が発注している工事又は業務の施工又は履行が著しく遅れているとき。 (3) 賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められるとき。 (4) 市長が公共業務の受注者としてふさわしくないと認めるとき。

5 入札日等

入札日	平成29年10月2日（月）午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎202会議室
入札書の提出	持参のこと。 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出は、認めない。
入札保証金	免除
入札書等 の書式	入札書、委任状及び辞退届の書式は、米子市ホームページに掲載されている委託業務に係るものを使用すること。 ※代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受注者の意思が明確であるものに限る。）を提出のこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 入札者が1入札者であっても、入札を執行するものとする。 (2) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。 (3) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。 (4) 入札に際し、最低制限価格を下回った場合でも、当該入札書は落札に至らなかつたものとして取り扱い、入札参加資格を喪失するものではない。よって、仮に第1回目の入札で全員が落札に至らなかつた場合、第2回目の入札には参加することができる。 (5) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効とする。

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず入札に参加することができるとは限らない。
- (3) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 資料の作成及び本件業務の内容に関する説明会等は、行わない。
- (5) 米子市無線放送施設更新工事（第2期）の請負契約の締結について議決を得られなかつた場合には、入札を行わない。
- (6) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づくものとする。

入札参加申込書

平成 年 月 日

米子市長 伊木 隆司 様

業務名 : 米子市無線放送施設更新工事（第2期）監理業務

上記業務案件への条件付一般競争入札への参加を申し込みます。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

連絡先 : 担当者名

: 電話番号

: ファクシミリ番号

<記載要領>

入札参加申込み日前3ヶ月以内に発行された法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写しを添付すること。（平成29年度及び平成30年度米子市測量等業務入札参加資格有資格者として登録されている場合は、添付不要）

業務実績調書

会 社 名		
業 務 名 等	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	業務対象場所	
	履 行 期 間	
	請負金額(最終)	
	受 注 形 態 (該当するものを丸で囲うこと)	単 獨 • 共 同 企 業 体
業 務 の 概 要		

<記載要領>

- 1 入札参加資格者条件となっている「防災行政無線のデジタル化を目的とした整備に係る監理業務」に係る実績（平成29年3月31日までに完了したもの）を記入し、契約書の写しを添付すること。その際に、公共工事分での業務実績を優先して記入すること。
- 2 発注者名は、○○県○○市等、具体的に記入すること。
- 3 請負金額は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、共同企業体協定書等の写しを添付すること。
- 5 業務概要は、業務内容等について記入のこと。なお、その概要を確認できる書類を添付すること。

配置予定技術者調書

次の業務に対する配置予定技術者は、下記のとおりです。

会社名	
配置予定技術者の氏名	
法令による資格 (取得年月日および登録番号)	()

<記載要領>

- 1 管理技術者としての配置予定技術者を記載すること。なお、配置予定技術者は、2人まで記載することができる。
- 2 入札参加資格者の要件となっている法令による資格は、資格者証等の写しを添付すること。
- 3 配置予定技術者は、3か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること。
- 4 入札参加資格確認通知書を送信した後の配置技術者の変更は、原則として認めない。

市税等同意書兼誓約書

平成 年 月 日

米子市長 伊木 隆司 様

米子市の市税等の納付義務がある者

私は、米子市の市税等の納付に係る情報を確認されることに同意します。

また、当該市税等に滞納があったときは、入札参加資格を付与されないことを承諾します。

米子市の市税等の納付義務がない者

私は、米子市の市税等の納付義務がないことを誓約します。

※上記市税等とは市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、下水道使用料、下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、農業集落排水施設使用料、農業集落排水事業分担金、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

(印)

(個人事業者の場合は、下記もご記入ください。)

代表者個人の住所（住民票上のもの）

代表者個人の生年月日

明治・大正・昭和・平成 年 月 日

※作成上の注意事項

上記のいずれか、該当する□に「レ」を記載のこと。

役員等調書兼照会承諾書

平成 年 月 日

米子市長 伊木 隆司 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

<申請者（主たる営業所の役員等）>

役職等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

<受任者（権限を委任する営業所の代表者）>

役職名等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等とは、①法人にあっては非常勤・監査役を含む役員、②その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、③個人事業者にあっては当該個人のことを言います。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報が、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取った上で、記載漏れがないよう記入してください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

設計図書等に対する質問書

平成 年 月 日

米子市長 伊木 隆司 様

住 所

商号及び名称

代表者職氏名

印

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 : 米子市無線放送施設更新工事（第2期）監理業務

番号	質問内容	設計図書等の該当頁

(送信票は必要ありません。この質問書のみFAXしてください。)

米子市

工種	名 称	品 種	形 状 尺 法	数 量	単 位	単 価	小 計	摘 要
1.	業務委託料							
A.	直接人件費			1.0	式			
B.	直接経費			1.0	式			
C.	その他原価			1.0	式			
	業 務 原 価							
	一 般 管 理 費 等			1.0	式			
	業 務 価 格 計							
	消費税及び地方消費税相当額			1.0	式			
	合 計							

米子市無線放送施設更新工事（第2期）
監理業務仕様書

平成29年8月
米子市

仕 様 書

第1章 一般事項

1. 目 的

本仕様書は、米子市（以下「甲」という）が地域住民に適切な防災関連情報の提供を図るとともに、日常的一般行政情報の伝達及び災害時の情報の伝達を行うため、米子市内全域に設置する「米子市無線放送施設更新工事（第2期）（以下、「工事」という）を行うために必要な監理業務（以下、「本業務」という）について定めたものである。

2. 委託業務名

米子市無線放送施設更新工事（第2期）監理業務

3. 履行場所

米子市大崎など市内全域、その他指定する場所

4. 委託期間

契約締結の翌日から平成30年3月30日（金）まで

5. 計画概要

平成29年度の整備事業は、次の通りである。

① 屋外拡声子局 50局

6. 関連法規等

本業務の実施に当たり、本仕様書に定めるほか、次に掲げる関係法規等を遵守すること。

- (1) 電波法ならびに関係規則
- (2) 有線電気通信法および同法関係規則
- (3) 総務省総合通信局の防災行政用無線局の免許方針
- (4) 電気設備に関する技術基準
- (5) 日本工業規格（JIS）
- (6) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (7) その他関係法令、条例、規則等

7. 諸手続

本業務に必要な諸手続は受託者（以下「乙」という）が行うものとする。

8. 仕様書の疑義等

乙は、本仕様書の記載事項について疑義が生じた場合は、甲と協議して取り決めるものとする。協議において取り決められた事項は、本仕様書に優先する
また、本仕様書は主要事項のみ示しており、明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、甲に報告、協議の上、実施するものとする。

9. 検 収

委託期間内で、設計図書の提出をもって検収とする。設計図書の提出期限については、第2章第3項を参照のこと。

10. 管理技術者の選任

乙は、防災事業に精通した実務経験豊かな管理技術者を選任するものとする。
また、管理技術者は、本業務の円滑な進捗を図るため、技術士（電気電子部門）、
RCCM（電気電子）、第1級陸上特殊無線技士（実務経験3年以上）のいずれかの資格を有する技術者を配置しなければならない。

第2章 監理業務仕様

1. 監理業務

監理業務は、次のとおりとする。

- (1) 施工監理
- (2) 進捗管理定例会開催
- (3) 機器製作、工事施工承諾書の確認検査
- (4) 変更設計書の検査確認、作成（変更設計があった場合）
- (5) 工場検査、中間検査、主要機器設置時等の立会い
- (6) 下検査の実施
- (7) 竣工検査、関係機関が実施する検査の立会い
- (8) 出来高設計書の検査確認

2. 監理業務の概要

(1) 施工監理

工事請負者が作成する施工計画の確認、工程の確認、施工図の確認、また設計書および仕様書に示した機器・性能・員数等の確認を行うものとする。

(2) 進捗管理定例会開催

定例会の開催と工事請負者が作成する議事録の確認、また工事請負者に対する施工監理諸元提示、説明等を行うものとする。

(3) 機器製作、工事施工承諾書の検査確認

工事請負業者が甲に提出する各種承諾図の検査確認を行うものとする。

(4) 変更設計書の検査確認、作成（変更設計があった場合）

工事施工期間中に変更設計の必要が生じた場合、工事請負業者から提出のあった変更内容の検査確認、変更設計書の作成を行うものとする。

(5) 工場検査、中間検査、主要機器設置時等の立会い

工事施工期間中に甲が工場検査、中間検査等を実施する時は、その検査に立会い技術的助言を行うものとする。また、主要機器設置時においても立会い技術的助言を行うものとする。

尚、甲の代行で検査する場合は、甲の検査方法に準じて実施するものとする。

(6) 下検査の実施

甲の検査官の竣工検査に先行する甲の担当監督員の事前検査である下検査を監督員と共にを行うものとする。

(7) 基本検査、関係機関が実施する検査の立会い

工事請負者から施工検査願が提出され、甲の検査官が検査を実施する時は、その検査に立会い技術的助言を行うものとする。

工事の完了後、関係機関が実施する検査に立会うものとする。

(8) 出来高設計書の検査確認

施工検査が完了した時点で工事請負業者から提出のあった出来高設計書の検査確認を行うものとする。

3. 成果品の提出

以下の書類・成果品を作成し、甲が求める提出期限までに提出する。

成果品の提出先は甲の担当監督員までとする。

	部数	提出期限
(1) 承諾書確認報告書	1部	実施後速やかに
(2) 変更設計書検査報告書（必要が生じた場合）	1部	実施後速やかに
(3) 工場検査、中間検査報告書（代行実施時）	1部	実施後速やかに
(4) 下検査報告書	1部	実施後速やかに
(5) 出来高設計書検査報告書	1部	実施後速やかに
(6) 委託業務履行状況等報告書	2部	実施後速やかに
(7) 甲が必要とする資料	必要部数	別途指示

4. その他

- (1) 乙は常に甲の代行者であることを自覚し、厳正かつ公平に監理にあたること。
- (2) 乙は、業務を遂行する上で知り得た情報、提供された各種の資料については、情報秘密の観点から外部に漏れないよう万全を期すること。また、本業務遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。
- (3) 乙は常に従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (4) 成果品納入後の書類に修正が生じた場合は、修正並びに印刷、製本など一切を乙の負担において行うこと。
- (5) 本業務の遂行に当たり必要な諸手続きは、乙が行うこと。
- (6) その他、本業務にあたり不明な点が生じた場合は、すべて甲の担当者と協議すること。
ただし業務の性質上、当然実施しなければならない物については乙の責任において実施すること。

以上